

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	うるま市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	うるま市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に本人の所得や世帯の市民税の賦課状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格移動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など、算定基礎情報を確認/整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替、納付書による普通徴収や特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧給付事務に係る申請、給付実績の管理 ※事務に係る申請等は、窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能での受付とする。
③システムの名称	1. AcrocityV3 2.. Acrocity標準仕様対応版 3. MCWEL介護保険 4. CARS滞納管理システム 5. WEL+福祉総合 6. 番号連携サーバ 7. 中間サーバー(MICJET) 8. 統合端末 9. 伝送通信ソフト 10. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表 第100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131、132項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第133、134条 (情報照会の根拠) ・番号法第14条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	



7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所 福祉部 介護長寿課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-3208
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者を限定することで、適切な管理を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報が必要な対象者がどうか、また必要な情報がどうかを精査できるようマニュアルの作成を行い、防止策を講じた。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第68項 介護保険法第12条第38条 (情報照会の根拠)	・番号法第9条第1項、別表第一 第68項 ・行政手続における特定の個人を識別するため (情報照会の根拠)	事後	記載している根拠法令等変更
平成28年7月21日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の93、94、95項 (情報照会の根拠)	・番号法第19条7号、別表第二の93、94、95項 (情報照会の根拠)	事後	記載している根拠法令等変更
平成29年7月11日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条7号、別表第二の93、94、95項 (情報照会の根拠)	・番号法第19条7号、別表第二の93、94項 (情報照会の根拠)	事前	記載している根拠法令等変更
平成29年7月11日	II 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成29年7月11日時点	事後	
平成29年7月11日	II 2. 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成29年7月11日時点	事後	
平成30年7月11日	I 1. ②事務の概要	うるま市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、 (情報照会の根拠)	うるま市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、 (情報照会の根拠)	事前	
平成30年7月11日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条7号、別表第二の93、94項 (情報照会の根拠)	・番号法第19条7号、別表第二の93、94項 (情報照会の根拠)	事前	
平成30年7月11日	II 1. 対象人数	平成29年7月11日時点	平成30年7月11日時点	事前	
平成30年7月11日	II 2. 取扱者数	平成29年7月11日時点	平成30年7月11日時点	事前	
令和1年5月24日	II 1. 対象人数	平成30年7月11日時点	令和元年5月24日時点	事前	
令和1年5月24日	II 2. 取扱者数	平成30年7月11日時点	令和元年5月24日時点	事前	
令和1年5月24日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	I 1. ②事務の概要	うるま市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、 (情報照会の根拠)	うるま市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、 (情報照会の根拠)	事後	
令和2年6月18日	II 1. 対象人数	令和元年5月24日時点	令和2年6月18日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数	令和元年5月24日時点	令和2年6月18日時点	事後	評価の再実施
令和3年5月27日	I 1. ③システムの名称	1. Reams介護保険 2. Always介護認定支援 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ	1. AcrocityV3 2. MCWEL介護保険 3. CARS 4. WEL+福祉総合 5. Always介護認定支援 6. 番号連携サーバ 7. 中間サーバ(MICJET) 8. 統合端末 9. 伝送通信ソフト	事後	使用しているシステムの変更
令和3年5月27日	I 5. ②所属長の役職名	課長 伊波 良治	課長 徳山 利明	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和3年5月27日	II 1. 対象人数	令和2年6月18日時点	令和3年6月17時点	事後	評価の再実施
令和3年5月27日	II 2. 取扱者数	令和2年6月18日時点	令和3年6月17時点	事後	評価の再実施
令和4年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	課長 徳山 利明	介護長寿課長	事後	
令和4年6月17日	II 1. 対象人数	令和3年6月17時点	令和4年5月31時点	事後	評価の再実施
令和4年6月17日	II 2. 取扱者数	令和3年6月17時点	令和4年5月31時点	事後	評価の再実施
令和5年3月23日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の93、94項 (情報照会の根拠)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の93、94項 (情報照会の根拠)	事後	記載している根拠法令等変更
令和5年4月1日	I 1. ②事務の概要	うるま市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、 (情報照会の根拠)	うるま市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、 (情報照会の根拠)	事前	
令和5年4月1日	I 1. ③システムの名称	1. AcrocityV3 2. MCWEL介護保険	1. AcrocityV3 2. MCWEL介護保険	事前	
令和5年6月16日	I 5. ②所属長の役職名	課長 徳山 利明	介護長寿課長	事後	
令和5年6月16日	I 7. 請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号	事後	組織改編のため
令和6年12月25日	II 1. 対象人数	令和3年6月17時点	令和6年11月26時点	事後	
令和6年12月25日	II 2. 取扱者数	令和3年6月17時点	令和6年11月26時点	事後	
令和6年12月25日	I 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	・番号法第9条第1項、別表 第100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和6年12月25日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の93、94項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、19、22-2、24-2、25、30、31-2-2、32、33、43、44、44-4、47、55、59-2-3条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131、132項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第133、134条 (情報照会の根拠) ・番号法第14条	事後	
令和6年12月25日	I 1. ③システムの名称	1. AcrocityV3 2. MCWEL介護保険 3. CARS 4. WEL+福祉総合 5. Always介護認定支援 6. 番号連携サーバ 7. 中間サーバ(MICJET) 8. 統合端末 9. 伝送通信ソフト 10. サービス検索・電子申請機能	1. AcrocityV3 2. Acrocity標準仕様対応版 3. MCWEL介護保険 4. CARS滞納管理システム 5. WEL+福祉総合 6. 番号連携サーバ 7. 中間サーバ(MICJET) 8. 統合端末 9. 伝送通信ソフト 10. サービス検索・電子申請機能	事前	